第十号様式（ヌの⑴）中「国籍」を「国籍等」に改め、備考を次のように改める。

備考１　日本船舶及び外国船舶のそれぞれについて水先をした日を追って記載すること。

２　国籍等の欄には、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等を記載すること。

第九号様式（第二十二条の三関係）

（日本産業規格Ａ列四番）

第　　号

航海実歴認定書

本籍又は国籍等※

氏名

年　　月　　日生

水先法（昭和 24 年法律第 121 号）第 35 条第 1 項ただし書の規定により、同法施行規則第 22 条に定める航海の実歴を有することを認める。

港又は水域の名称

船舶の区分

認定書有効期間満了日　　年　　月　　日

備　　考

年　　月　　日

運　輸　局　長

氏　　名印

運 輸 監 理 部 長

※　住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 30 条の 45 に規定する国籍等をいう。